

富士市教育委員会 1月		定例会 臨時会	会議録 (令和8年)
開催日 令和8年1月20日 火曜日 開会 13時30分 閉会 15時28分	会議場 市庁舎6階 第3会議室		
出席委員の氏名			
教育長	太田 桂	委員	塩谷 知一
教育長職務代理者	和久田 恵子	委員	保科 悦久
委員	松田 靖子		
出席職員等の氏名			
教育次長	味岡 俊雄	青少年相談センター所長	田中 亘
教育総務課長	佐野 睦昭	教育研修・特別支援教育センター所長	若月 佳妙
学校教育課長	若田 泰一	文化財課長	植松 良夫
学務課長	鈴木 秀江	博物館長	石川 武男
社会教育課長兼青少年教育センター所長	渡辺 哲成	教育総務課調整主幹	清 聡美
中央図書館長	桑原 正壽	教育総務課参事補	寺内 浩二
富士市立高等学校事務長	榎 俊英	教育総務課主幹	遠藤 綱輝
		教育総務課指導主事	瀧 南
		教育総務課指導主事	遠藤 真輝
傍聴人 1人			
議題（動議）及び議事の概要			
（議案）			
議第1号 令和7年度教育委員会所管2月補正予算について			
議第2号 富士市附属機関設置条例の一部改正について			
議第3号 富士市立中学校部活動地域移行協議会規則の一部改正について			
議第4号 富士市立高等学校の在り方審議会規則の制定について			
議第5号 富士市立小中学校再編計画等策定委員会委員の委嘱又は任命について			
議第6号 富士市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について			
議第7号 富士市育英奨学条例の一部改正について			
議第8号 富士市立高等学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について			
作成者 遠藤 真輝	署名人		



## 「開会」

### 教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、1月定例会を開会します。

## 「会議録の承認」

### 教育長

会議に入る前に、前回の12月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

原案のとおり承認することといたします。

## 「教育次長の報告要旨」

### 教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

### 教育次長

2点御報告いたします。

まず1点目の報告は、市議会関連でございます。富士市議会臨時会が1月29日に開催されます。

また、富士市議会2月定例会が2月13日から3月25日までの日程で開催されます。このうち産業教育分科会、産業教育委員会は、2月16日と3月12日と13日に開催される予定です。

本日の定例会の議案となっております、令和7年度2月補正予算案、及び条例案につきましては、この市議会定例会において審議されることとなりますので御承知ください。

2点目の報告は、特別職の就任についてでございます。小長井義正市長は1月18日をもって任期満了に、また森田正郁副市長は同日付で辞職されました。1月19日から、金指祐樹市長が就任されております。

報告は以上となります。

## 「議事の概要」

### 教育長

これより、議事に入ります。

本日は議決案件8件が提案されております。御審議をお願いいたします。

本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員をお願いします。

## 教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。初めに、「議第1号 令和7年度教育委員会所管2月補正予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 教育総務課長の説明

(議第1号 令和7年度教育委員会所管2月補正予算について説明する)

## 教育長

これより、議第1号案に対する質疑を行います。

## 保科委員

2点お伺いします。

まず1点目は、資料7ページの「寄附による増1億円」についてですが、これは毎年定期的に行われる寄附なのか、またどのようなタイミングで寄附されるのか、御説明をお願いします。

次に2点目として、当初予算でこの寄附を盛り込むことはできないのでしょうか。その辺りについてお教えてください。

## 学務課長

御質問いただいた寄附は、学校教育課と学務課で受けております。市民の匿名の方から、「金」の寄附があり、4つの用途に使うよう指定された寄附でした。

そのうちの1つが学務課の育英奨学基金、もう1つには学校教育課の英語の基金へと用途の指定を承りました。こちらは当初予算では見込めないため、補正予算での報告となりました。

寄附をいただいた「金」は、財政部が一括して現金化しますので、歳入は財政課からまとめて上がってくる形になっております。

## 保科委員

はい、承知しました。

## 塩谷委員

私からも、1点お伺いします。

部活動地域連携・地域移行事業の歳入、歳出が減っています。当初の計画との変更がありましたら、状況の御説明をお願いします。

## 教育総務課長

部活動地域・連携地域移行事業に関する予算といたしましては、6ページの歳出では10款1項1目「中学校部活動地域移行協議会委員6人」及び

「教育委員会運営事業費」の「中学校部活動地域移行協議会」、「実証的モデル事業」がございます。

こちらにつきましては、歳入の16款「県支出金」に記載のあります「部活動地域連携・地域移行に向けた実証事業委託金」で、10分の10で頂いております。

減額の理由は、地域移行協議会の開催回数が1回分、当初予定されていたものが未開催となったこと、また欠席された委員が2人おりましたことにより、その分を予算から差し引くことになりました。

また、今年度のモデル事業は、昨年度と実施形態を変更し、参加者の方から保険料以外に参加費も負担していただき実施しております。そのため、参加費で賄えた事業については、市の予算を支出することなく実施できました。当初の計画よりも、歳出額が少なくなることが見込まれたこととなります。

### 塩谷委員

順調に進んでいる中でのこの金額ということなのですね。承知しました。

### 和久田委員

歳出の1項5目の「育英奨学資金事業」に係ることでお伺いします。具体的には、「既奨学生の減」と「新奨学生の減」についてです。「既奨学生の減」とは、途中でやめられた方、若しくは奨学生の対象とならなくなった方なんでしょうか。

また、「新奨学生の減」は、対象となる方が少なかった、若しくは希望者が少なかったのでしょうか。その辺りの状況について御説明いただけますか。

### 学務課長

まず「既奨学生の減」について御説明します。奨学金の対象者は、富士市在住であることが条件となっております。1名の方が、市外へ転出されたため対象外になりました。

次に「新奨学生の減」については、予算時は35人上限まで取っておりましたが、昨年度の選考会では34人の方々が選考され、1名分が減額されたため、このようになっております。

### 教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第1号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第1号案は承認いたしました。

次に、「議第2号 富士市附属機関設置条例の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 教育総務課長の説明

(議第2号 富士市附属機関設置条例の一部改正について説明する)

## 教育長

これより、議第2号案に対する質疑を行います。

## 塩谷委員

「富士市立高等学校の在り方審議会」の委員構成について伺います。

今回の委員構成は、商工関係団体の代表者等、公共的団体の代表者等、学識経験者の3つから構成されていますが、委員構成のジャンルが狭いように見受けられます。

確かに、13ページの【委員イメージ2 7人以内】の箇所で委員構成を確認すると、「公共的団体の代表者等」には町内会連合会やPTA関係者が入っていますし、学識経験者の中には校長経験者が入っているので、配慮はされていると思いますが、それでも委員構成が少し狭く見えてしまう気がしますね。

一方の「部活動地域展開協議会」は、保護者をはじめ多様な関連団体や教育関係者がいて、多くの方が議論に参画されていることが一見して分かります。それと比較すると、この「富士市立高等学校の在り方審議会」が非常に狭い分野で議論をしているような印象を持ちました。そこで、この委員構成にされた趣旨について御説明いただければと思います。

## 教育総務課長

富士市立高等学校の今後の在り方は、富士市の教育にとって大きな課題として議論されるものと認識しています。

小中学校の再編につきましても、大きな課題ではありますが、小中学校は地域に根差した教育施設であり、地域とより関係が深い団体・関係者から構成すべきという目的で資料のような委員構成となっております。

当初、富士市立高等学校の在り方についても、市立高校関係者に委員に入っていたり構成も検討しましたが、富士市が唯一の設置者であることから、今後の高校の在り方について、よりフラットな視点で議論を進めていく必要があると考え、このような構成に至りました。

## 塩谷委員

教育総務課長がおっしゃるように、フラットで利害関係のないところで、より高い見地から議論を進めていきたいという御趣旨は理解できました。

その一方で、学科再編や教育課程、履修科目の再編成の検討が必要であるとなると、大学教授と校長経験者は想定されているようですが、現役教職員等が参画して、より今の時代に合った姿を議論していくという視点も必要なのかなと感じたため、お伺いしました。

その視点も非常に大事なテーマになると思います。公共的団体代表者や学識経験者の選考の中で勘案されていくのかもしれませんが、多角的な意見を持って議論されていることが皆さんに伝わるよう、委員選考をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 和久田委員

高校の併合再編については、「市の方針としてどうしていくのか」という説明がないと、なかなか進められないだろうと思います。市立高校の経営を存続していくのか、あるいは県に併合再編させたいのか。財政部も関わりますので、このテーマを検討するのであれば、今の委員構成では少し厳しいのではないかと感じます。

非常に大きな問題です。場合によっては、「議論立ち上げの段階」、「途中経過として調整していく段階」、「結論を出す段階」で、委員編成が変わってくることも想定したほうが良いかもしれませんね。そうしたことも念頭に置き、根本的に「市としてどうするのか」について、市長部局の方々も交えながら進めていかないと、決められない内容になってくるのではないのでしょうか。

議論の過程で、併合再編なのか、市で単独経営していくのか。いろいろなプロセスを踏んでいく上で、今ひとつこの委員構成だけでは厳しいように感じましたので、御検討いただければと思います。

## 松田委員

今の市立高校は、富士市の子どもが育ち、高校を出て、また戻ってきてくれるということが、見える化する学校になってきていると感じています。

令和15年度までに富士市で3校となる高校の中に、市立高校が残っていくよう、富士市教育委員会が一丸となってやっていくのかなと思っています。

先日の市立高校で開催された教育委員研修で、横浜桐蔭の森先生が講演してくださいました。これからの教育の在り方、高等学校の教育が決してそこで終わりではなく、次に繋がる若者の教育モデルに連携しているという内容でした。市立高校が、こうしたことをしっかりと形として残し、それを周囲の人々に伝わるよう働きかけることによって、改めて富士市に必要な高校と認知されるのだと思います。

富士市に残していく価値ある学校であるからこそ、しっかりとした体制を構築する必要があります。そこには公共機関や財政部を巻き込んで「だからこの学校にお金をつけるんだ」という真の目的を、しっかりと市民の皆さんに発信していただきたいと思っています。

きっと応援する方も増えるし、これからの若い世代が、自分の子どもが生まれたときには、こういう学校に行かせたいと、将来への考えを描いていけるのではないかと思います。

## 和久田委員

以前も御説明いただいたかもしれませんが、部活動地域移行の件についてお願いします。

令和元年から13年が改革実行期間後期ということで、現在は前期計画でモデル事業を実施している段階だと思います。

次回で構いませんが、ここから令和11年までの間に、どういうスケジュールで、どういうステップを踏んで進めていくのか、指標のような形を示すものがありましたら、御提示いただきたいと思っています。

## 教育長

他にはよろしいでしょうか。では、委員の方から貴重な御意見をいただきましたので、もう一度整理をする中で、次回、説明できるように準備をお願いいたします。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第2号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第2号案は承認いたしました。

次に、「議第3号 富士市立中学校部活動地域移行協議会規則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 教育総務課長の説明

(議第3号 富士市立中学校部活動地域移行協議会規則の一部改正について説明する)

## 教育長

これより、議第3号案に対する質疑を行います。

御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第3号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第3号案は承認いたしました。

次に、「議第4号 富士市立高等学校の在り方審議会規則の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 教育総務課長の説明

(議第4号 富士市立高等学校の在り方審議会規則の制定について説明する)

## 教育長

これより、議第4号案に対する質疑を行います。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第4号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第4号案は承認いたしました。

次に、「議第5号 富士市立小中学校再編計画等策定委員会委員の委嘱又は任命について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 教育総務課長の説明

(議第5号 富士市立小中学校再編計画等策定委員会委員の委嘱又は任命について説明する)

## 教育長

これより、議第5号案に対する質疑を行います。

## 塩谷委員

委員の任期について確認します。条例では「委嘱され、又は任命された日から諮問事項に係る審議が終了する日まで」とあります。今回、委員名簿を拝見すると、令和10年3月31日と任期が設けられています。この期限までにこの議論は終了となる趣旨で記載されているのですか。

## 教育総務課長

御指摘のとおり、条例上の規定では「諮問事項に係る審議が終了する日まで」と定めておりますが、これまでの議会等で説明をさせていただいてきた中では、「令和8年8月頃までに、現在の適正規模・適正配置基本方針の改定をし、この改定後の基本方針に基づいて令和9年度中に新たな再編計画を策定する」という目標を設定しております。

よって、教育委員会としましては、令和10年3月31日までに新たな再編計画を策定するというので、資料上はこのような形とさせていただきます。

#### 和久田委員

ちなみに、3番と4番の委員の方々は同じ苗字ですが、同一世帯の方ではないですか。

#### 教育総務課長

いえ、同姓ですが別世帯の方々です。

#### 教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第5号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

#### 教育長

御異議なしと認め、議第5号案は承認いたしました。

次に、「議第6号 富士市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

#### 学校教育課長の説明

(議第6号 富士市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について説明する)

#### 教育長

これより、議第6号案に対する質疑を行います。

#### 松田委員

2点、お伺いします。

1点目は「2. 目標」の(2)ワーク・ライフ・バランスに記載のあるストレスチェックについてです。高ストレス者の割合を10%以下まで減少させるとあり、また「令和6年結果が13.2%」となっています。高ストレス者の方への対応は非常に難しいものと認識しています。

前項に記載されている「(2)本市の現状」では、令和元年度と令和6年度で比較され、改善傾向であるようですが、この「令和6年度結果13.2%」というのは、以前より減ってきているなかでの数値なのでしょうか。また減少率はどのようなものなのでしょうか。

企業等でも、高ストレス者へのケアは難しいものがあります。少しなだらかな減少傾向にある上での10%以下を目指すのか、その辺りの状況についてお聞かせください。

もう1点伺います。学校の先生方は、やって当たり前という感覚をお持ちで、辛くても我慢して頑張るといった教師像を描く人は多いと思います。

しかし、そうしたイメージを払拭していかないと、未来を担う教職員の方が育っていかないということであると思います。こうした計画をしっかりと立てて、働き方改革を実施していくことが大切です。

教育施設や、教育研究発表会を見学させていただくと、コロナ前に比べ、急速に学校の対応が変わってきていると思います。よりオープンに市民の皆さんに見ていただくことが必要なのではないのでしょうか。

学校に通わせている市民の方より、そうではない方が大半だと思います。であるならば、変わりつつある教育界を知らない、肌で感じていない方も多いと思うので、できるだけオープンにしていくことが必要だと思います。

安全管理の面から、無条件で立ち入らせてしまうことは問題がありますが、ぜひしっかりと今の先生方の取組を見ていただきたいです。周囲の理解がないと、本計画も良い結果に繋がらないのではないかと思います。

今、時代が変わってきていることを、地域でも見ていただけるような事柄を組み込んでいただきたいという要望です。

## 学校教育課長

まず1点目の御質問にありました、ストレスチェック上の高ストレス者割合を10%以下にするという目標について、お答えします。

令和6年度の結果では、時間外在校等時間は削減されていますが、それでも13.2%と、少なくない職員が高ストレスにさらされています。0%が理想ですが、まずは10%以下に持っていくことを考えたいと思います。

なお、高ストレスについては、時間外等の長さだけが要因ではないのだろうと考えています。校長は、例えば教員と面談等しながら「今の分掌業務がその人にとって本当にやりがいになっているか」、「他の職員との関係はどうか」などを総合的に把握しながら、やりがいに繋げていくことが必要なのかなと思います。いずれにせよ、まずはこの高ストレス者の割合を13.2%から10%以下にすることを当面の目標にしていきたいという意味合いで提示しております。

次に、2点目の働き方に対する意識改革ですが、まずは当の教職員の意識改革が不可欠で、同時に周囲の意識改革も進めていく必要があるのだと認識しています。いまだに「土日仕事をしている先生は偉い」とか「去年の先生は夜9時まで学校に残って仕事していたね」とか、そうした働き方をする先生が立派だという感覚を、保護者も地域の方も持っているのではないかと思います。

もちろん、頑張っ働くことは素晴らしいことですし、まして否定することではありませんが、この状況を変えていく必要があります。

昨日、実は校長会でこのことについて意見がありました。「これからの学校では、教職員はこういう働き方をしますよ」といったPR周知をするための通知を準備してほしいという要望です。地域の方の意識改革も含めて、今後検討していこうと思います。

## 保科委員

こちらの計画には、学校と教師に関する「業務の3分類」が記載されています。19項目の業務見直しの中から13項目をピックアップし、加えて小中学校の電話機を録音機能付のものとしたり、10日間の一斉閉校期間を設定したり、あるいは定時退勤日を最低月1回以上設定するなどして、推進していくという理解でよろしいですね。

では、その上で3点ほど御検討いただきたい事項を申し上げます。

まず、令和6年度に静岡県教育委員会教育政策課が公表した学校対象調査結果があります。これは例年実施されているアンケートでして、おそらく今後も同じような調査がされるものだと思います。

ここで公表される「県平均」を指標とすることで、富士市の立ち位置が分かりやすくなるのではないのでしょうか。

具体的には、「本市の現状」にある時間外在校等時間の状況の表記を、県の結果表記に合わせてみてはいかがでしょうか。「管理職」と「管理職以外の教職員」に分け、小学校・中学校と並べて表し、それを富士市と比較すれば現状が分かりやすく、いろんな対応策、処方も当てやすいのではないかなと思います。その調査結果は、事務職員を小・中合わせて6分類ですが、市の調査としては4分類で集計できますので、御検討ください。

2点目は「2. 目標」についてです。これは文科省の目標をそのまま持ってきたということによろしいですね。

市の教育を考えたときに、その中心に優秀な先生が必要です。7月の総合教育会議では「市の教員のウェルビーイングが高いことが示せば、富士市は教職員にとって働きやすい環境だと認識され、優秀な先生が集まるのではないか」と申し上げました。

その意味では、目標(1)のイ、若しくはウに追加して、「1か月の勤務時間の10%程度」又は「月に20日稼働で残業は1日1時間以下」など、15時間～20時間以内とするなどの数値目標があれば、非常に大きなメッセージになるのではないかと思います。10%の割増がついた給与体系は、他の民間企業と比較しても遜色ない待遇であることだとか、1日当たりの残業は1時間未満だとなれば、仕事の後に色々な予定が入れられる等、良いイメージが付きやすくなるよう、目標にパーセンテージを入れていただいたらどうかという提案です。

3点目として、定時退勤の目標設定についてです。令和6年度調査結果によると、定時退勤日を設けている学校の中では、既に「月4回以上」設定している回答が一番多いですね。そうした現状なので、「最低月1回」というよりも、もう少し県の平均値を見て、これより上にあってほしいなということを感じた次第です。

## 学校教育課長

3点の御指摘をありがとうございます。

まず、1点目の富士市の教育環境の経年変化を「他の自治体と比較してどうなのか」という視点で考える重要性については、確かにそのとおりだと思います。肌感覚にはなりますが、富士市の令和6年度の時間外在校等時間33～34時間というのは、かなり優秀な成績だと思いますので、今後も頑張りたいと思っています。

2点目の御指摘ですが、富士市で働くことの教員のウェルビーイングに繋げるという意味で、本当に富士市に良い人材を引き込みたいという思いを持っています。確かに、何か数値的な優遇・魅力を打ち出すことをぜひやっていきたいなと感じました。

3点目の「最低月1回の定時退勤」についての御指摘ですが、これについては、市内の小中学校の定時退勤を何日設けているか等を確認する必要があります。まず状況把握をして、目標数値を修正する必要があるかどうか検証したいと思います。

## 保科委員

ぜひ県の調査結果を御覧いただき、御検討ください。よろしく願いいたします。

## 和久田議員

こうした数値データは、達成度を確認する上では分かりやすいですが、数値だけを追いかけていくことは、非常に怖いなという感想を持ちました。

中小企業の経営者からすると、これは非常にうらやましい状況です。私も働き方改革が打ち出された2019年度以降、それを念頭に数値データを取って一生懸命やってきたところですが、質の良い社員たちがやりたいということがやれなくなり、モチベーションが下がり会社を去ってしまうという事態が多々出てきました。「もっとこういうことがしたかったのに、やらせてもらえない」とか「自分の技術をもっと伸ばしたいのに、時間がなくてやらせてもらえない」などの苦情が上がりました。その人の素養というものもあるので、それをきちんと認識してあげないといけないと思います。

数字だけを追いかけていくと、本当に熱を持っている人たちがいなくなってしまうという裏腹な事態、「落とし穴」に陥ってしまう可能性があります。ここ数年でそうしたことを経験したため、危うさを感じました。

学校と教職員の「業務の3分類」についてですが、「学校以外が担う業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」とあります。これらを除いたとき、絶対的に大変でも教師は何をやらなければいけないのだろうか、ということが見えてきません。この「業務の3分類」を除することだけを見ると、「では先生は何をするのですか？」という疑問が出てきてしまいます。

当然、軽減措置というのは必要なことですが、丸投げになってしまっただけではいけないので、業務の線引きをきちんとしなければならないと思います。特に「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」 - 「② 学習評価や成績処理」についてです。学習評価のためのデータ作りは教員以外がやっても良いと思いますが、そのデータを見ながら評価をするのは先生でなければいけないと思います。

先生が授業設計をして、その準備はスタッフがするとか、指導には先生が当たり、生徒のデータは別のスタッフが管理するとか、またそれを見ながら先生が指導・評価をするとか、先生がすべきことも明記しておく必要があるのではないかなと感じました。

これは、決して現状の話に逆行した話をしているわけではありません。ですが、そうした視点もすごく重要なのではないかと思い、お伝えしました。

## 学校教育課長

貴重な御意見ありがとうございます。

「時間だけに着目するのではなくて」というのは、本当にそのとおりだと思います。単純に時間が長くなったら負担が増えるのかということ、必ずしもそうではないかもしれませんが。教職員が使命感を持ってやりたいことであれば、時間が何時間でも負担ではない、と考える人もいるわけです。

今までは、夜遅くまで頑張れる先生が「偉い先生」でしたが、今後は勤務時間の中で自分が熱心に「これを取り組んでいきたい」という思いを活かせる職場環境を作る必要があると感じています。

また、先生方にも「本来業務とは何か」ということについて、しっかりと自覚していただく必要があると思います。本来すべきことまで全部他人に任せてしまう先生がいたら、本当に怖いなと思っています。

某中学校の校長は、昨年導入した自動採点システム「百問繚乱」が、業務時間の短縮になっており、非常に助かっているとおっしゃっておられました。こうしたものの活用で、軽減できる業務は軽減し、先生方が本来すべきこと、例えば授業準備、生徒指導、この子をこう育てたいんだという強い思いを持って関わる業務に専念できる環境を確保することが大切です。

働き方改革の名のもとにやることをやらない先生が出てしまう事態は避けたいと思っています。この計画を周知する際には、先生方にきちんと本来業務に専念するための働き方改革であることを理解して業務に当たっていただきたいですし、定期的に学校訪問しながら指導していく必要があると考えています。

## 塩谷委員

この後に議第8号案「富士市立高等学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施（案）」が審議されますね。小中学校と高校とでは、目指すべき数値等が異なるかもしれませんが、基本的な目指す方向性は同じものだと理解しています。若干書きぶりが違う箇所がある程度で、この辺は最終的にはしっかり見比べていただき、同じ教育委員会として整合性が取れた矛盾がないものにしていただければと思います。

現状の認識として、文科省の方針が決まっている中で、本市の現状を見ると、例えば小・中学校とも数字的には基本的にはほぼ達成できているが、教頭・主幹教諭が業務過多になっていると見受けられます。現場の先生を早く帰らせるが故に負担が増えてしまっているのではないかと推察されます。

富士市が、今後目標としていくべきことは、こうした管理職等の方々の負担をどのように軽減し、早く帰るような仕組みを作っていくのかに焦点が当たっていくことになるのではないかと思います。こうした課題への対策として、どのようなことを実施していくのかを、計画目標の中に入れることもメッセージとして必要かなと感じました。

1点、確認させてください。「教師以外が積極的に参画すべき業務」の中に、事務職員やICT支援員等に積極的に参画してもらい、先生の負担を減らしていくという方向性が出ていますが、仮に事務職員・ICT支援員を確保できなかった場合、内容が絵に描いた餅になってしまうことが気になります。特に、ICT支援員となる人材は、そう多くないという印象があります。教員の負担を軽減させるための受け皿として、請け負わせられるだけの事務職員やICT支援員の基盤を整えられるのかというところに、裏打ちできるものがありますか。

実施計画に記すからには、そこに向かって進めなければなりません。「予算が足りない」とか「人材が確保できなかった」等で実現しなかったとなると、本当に絵に描いた餅になってしまいます。ICT支援員の拡充計画等、予算の裏付けまで突っ込んで検討していただきたいなと思いました。

次に、「5. 関連する取組、今後のフォローアップについて」（1）に「市内各学校の教職員の在校等時間の状況把握とこれについての公表を行う」と記載がありますが、ここについても確認をさせてください。

これは市内学校名別に一覧をズラッと公表していく…というわけではないのですね。市のホームページでの公表、定例会や総合教育会議における報告、その辺りを誤解の生まない書き方にしていただければと感じます。ちょっとした言葉の扱い方の問題かもしれませんが、どこまでを公表し、どこからは公表すべきものでないのか、事務局内部できっちり押さえていただきたいと思います。

最後に、（5）には「学校運営協議会における協議等を踏まえつつ」とありますね。学校運営協議会を通して地域を巻き込み進めることは良いのです

が、教育委員会として、学校運営協議会に対してどういうことを重点的に議論していただきたいのか、あるいは何を期待しているのか、その辺りの現状を教えてくださいと思います。

### 学校教育課長

当委員会としても、教頭や主幹教諭の数値を改善することは非常に重要な事柄だと認識しています。これらの取組の中で、教頭・主幹教諭に絞って考えると、ここに挙げられた業務を全てやるとなると、この立場の方の時間外を30時間以内にするのはなかなか難しいところがあります。

まずはやってみて、校長・教頭等の時間外がどれだけ減少するか注視していきます。

また、本計画は状況により変わっていくものだと認識しておりますので、他の自治体の方策を見ながら、教頭・主幹教諭のピンポイントの方策について盛り込んでいけるよう、今後研究させていただければと思います。

次に、ICT支援員についてお答えします。富士市内には11人のICT支援員がおります。以前の定例会で、国の基準は満たしているという説明をいたしました。1人当たり4校程度を受け持ち、日替わりで学校を回っていただいています。つまり「各学校に1週間に1回来れるかどうか」という程度です。果たしてそのレベルで良いのかという御意見もあろうかと思いますが、「毎週●曜日に来るから、その時にこの業務をお願いしよう」と計画し依頼することもできますし、スクールサポートスタッフといった方々に業務依頼していくことも1つの手かなと考えています。

また、事務職員につきましては、静岡県全体の取組として「学校事務再編」が進められています。200超の学校の事務業務を、事務職員がやるべきものか、それとも教頭等がやるべきものなのか、という仕分けをし、かつ、業務の統廃合を全ての学校で行っています。

昨年、熱海市で先行実施されました。学校事務業務は本当に多岐にわたります。事務職員も学校運営業務に「従事する」から「参画する」になりました。そういったことで、学校事務職員の業務整理をすることで、管理職業務を減らしていくことを目指しています。

3点目の「各学校の教職員の在校等時間の公表」についてお答えします。個別の学校ごとに発表するというのは考えておりません。また、公表の仕方についてこれから検討していきます。

4点目の学校運営協議会への求めについてお答えします。来年度、会長を中心とした研修会を行い、学校運営協議会の在り方について検討していただく予定ですが、その中で、当委員会から学校の働き方改革についての協議を提案させていただく予定です。

### 塩谷委員

承知しました。ぜひよろしくお願ひします。

## 松田委員

言葉の意味として、ICT支援員について確認させてください。ICTやDX化等により、初期導入時には、色々なことを要求してしまいます。しかし、何年か経つと、本来はICT支援員としてどういう方にどういったサポートをしてほしいか、人選も含めて変わってくるであろうかと思えます。よりサポートすべきところが、DX化の分野なのか、それともICT機器の使い方なのか、求めるものをしっかりと分類することによって、本来ICT支援員に求めるべきことが分かれていくのではないかと思います。

教育委員会として、ICT支援員にどういった部分を依頼したいのか、明確にしていったほうがいいのかなどと思いました。

## 学校教育課長

時代の流れとともに、期待される業務内容はどんどん変わってきています。例えば、パソコン導入のときには登録作業やインターネットへの接続、ダウンロードできているか、等でした。

しかし、今後はICT支援員の方々が、学校の働き方改革に寄与できるような業務内容を依頼していくべきだと考えています。例えば学校ホームページ作成のお手伝いをお願いします等です。

ただし、これが学校ごとバラバラに要望すると、1人の支援員さんが4校に行くわけですので、負担が大きくなることが予想されます。

そこで、ICT支援員の集まる研修会・会合等で、「次回はこういう仕事をお願いします」とか「今回こういうオファーがありました」といったことを情報共有しながら、意思統一ができれば良いなと思えます。

## 教育長

貴重な御意見を頂いておりますので、よく吟味し総合教育会議にかけるまでの間の訂正・修正をお願いしたいと思います。

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第6号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第6号案は承認いたしました。

次に、「議第7号 富士市育英奨学条例の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 学務課長の説明

(議第7号 富士市育英奨学条例の一部改正について説明する)

## 教育長

これより、議第7号案に対する質疑を行います。

## 和久田委員

私もこの事業の支援団体に関係しているのですが、各団体ともに、7月が予算編成になってきます。このため、4月からの変更となりますと、もうその時点での予算が決定してしまっているため4月からの値上げをすることは難しい状況です。市としてどのような御対応をお考えでしょうか。

## 学務課長

条例の方で説明がなかったのですが、このことについては各支援団体から御意見をいただいております。2月審査会で審査をお願いするのですが、財政当局と市長に確認を取りまして、各支援団体の奨学生については、令和8年度予算の中で4月～6月分を富士市の奨学生という扱いで審査し、認定をしていただいた上で、月2,000円を3か月分、富士市からの奨学金として支給します。4月からの1万2,000円の支給ということで、4～6月までは各支援団体と富士市からという形式で全員に1万2,000円が行き渡るように考えております。

## 和久田委員

ありがとうございます。承知しました。よろしく願いいたします。

## 教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第7号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第7号案は承認いたしました。

## 教育長

次に、「議第8号 富士市立高等学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 教育総務課長の説明

(議第8号 富士市立高等学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について説明する)

## 教育長

これより、議第8号案に対する質疑を行います。

## 塩谷委員

資料6ページの「(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」について伺います。「1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、原則として市健康相談室による面接指導を受けるよう促す」とあります。ここでいう「市健康相談室」は、医師と同義と考えて良いのですか。先ほどの小中学校では、医師による面接指導実施でしたが、この「市健康相談室」＝医師であれば医療的支援を得られるので問題ないと思うのですが、これについて御説明いただきたいです。

もう1点、先ほどの小中学校では「心身の健康問題についての相談窓口を設置する」とありましたが、高校ではその記載はありません。では、市立高校の教職員が小中学校の教職員と同様に、相談できる窓口があるのでしょうか。

## 教育総務課長

1点目の「市健康相談室」についてお答えします。こちらは、総務部人事課で設置しているものでございます。こちらには保健師と看護師の資格を持った職員が常駐しております。医師はおりませんが、市健康相談室での相談の結果、医師の問診が必要と判断された場合には、医師による専門的なカウンセリングや診察となります。時間外在校等時間80時間のラインは、教育職員だけでなく、全庁的に同じような基準で位置付けておりますので、市立高校の教職員に関しましても、同様の対応で考えていきたいと思っております。

## 塩谷委員

小中学校の職員は医師による面接とありますので、この「市健康相談室」を想定してないということですね。その辺りの高校教職員との違いがあれば、御説明いただけますか。

## 学校教育課長

県費負担教職員の場合は、学校教育課で鷹岡病院の医師と契約をしており、面接します。教職員は共立学校共済組合に加盟しており、そこでストレスチェックをしますが、そこで高ストレス者と診断された場合には、電話による相談、面接による相談ができます。

また、医師が出てきて、そこに相談し、学校教育課が契約している鷹岡病院の医師に診ていただくということもございます。

一方で、市立高校の教職員は、公立学校共済組合に加盟しており、組織が異なります。一覧の医師の利用も可能ですが、ストレスチェックは行っていません。その辺りの違いかなと思っております。

## 塩谷委員

承知しました。いずれにしても、しっかりと専門医による相談診察ができる環境にあることが大切ですね。小中学校の先生にしても、高校の先生にしても、富士市の先生であることに変わりはないので、漏れなくやっていただければという趣旨でお伺いしました。

## 富士市立高等学校事務長

2点目の御質問についてお答えします。御指摘のとおり、小中学校では教職員の健康及び福祉の確保に関する取組として「エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する」と記載がありますが、高校ではその記載がありません。ただ、相談窓口としては養護教諭がおりますので、生徒対応だけでなく、先生方へのケアもお願いして、その次の段階として市の職員ですので「市健康相談室」の産業医に相談窓口になっていただく想定をしております。

## 塩谷委員

承知しました。それぞれの計画の中で、先生方が困らないよう、相談先の御案内をお願いしたいと思います。

## 和久田委員

小中学校の計画では、定時退勤日を「最低月に1回設定する」とありますが、市立高校の計画では「週1回以上設定」とあり、目標に開きがありますね。

## 学校教育課長

一応、毎週水曜日を定時退勤日としているのですが、徹底されていません。ここを厳密に守ろうとすると、業務が回らなくなる可能性があります。また検討・相談はしますが、現状は厳しいのではないかと思います。

## 教育長

いずれにしても、学校教育課から出された計画案と市立高校の計画案については、立て付け等についてすり合わせをし、再調整をお願いしたいと思います。校種が異なるので内容に多少の差異が生じることはやむを得ませんが、同じ教育委員会から出されるものですので、全体的な体裁等にも気を配っていただきたいと思いますので、御検討ください。

## 松田委員

この小中学校と高校の2つの計画案を拝見すると、方向性は同じものですが、計画を進める上での趣旨や現状についての認識が違うのかな、と感じました。

ワーク・ライフ・バランスにおいて「ワーク」＝働きがい、「ライフ」＝

生きがいと考えると、市立高校の目標の中に、この働きがいに対する特定した目標が記載されていました。今の市立高校の先生方は、そのステージにいるのかなという思いを感じました。ただ、今後のフォローアップにはまだ記載のない状態ですので、市立高校は、今後この状態を目指していくのだという目線で理解しました。

市立高校としての目指すべき状態が良いのか、小中学校の実施計画と揃えていくのかという議論も大切ですね。

これは持論ですが、いずれにせよ「ワーク」が充実するからこそ「ライフ」が充実すると思いますので、これからの時代はその辺りの意識をしっかりと持ったほうが良いのかなと感じました。

## 教育長

高校の場合は部活動の課題もありますので、中学校よりさらにハードルが高いですね。

現在、市立高校校長が、校内でこのことについて新しい取組を試みてくださいています。すぐに結果を出すことは難しいかもしれませんが、高等学校における部活動の在り方について、意識をもって取り組んでいただいていますので、その辺りも期待したいですね。

では、他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第8号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第8号案は承認いたしました。

これをもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

## 教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か御質問がございますか。

ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

2月20日(金曜日)午後1時30分から 庁舎6階第3会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、御審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。